

豊島区政公報

昭和26年7月15日
 第20號
 發行所 池袋1-6-42番地
 豊島区役所
 編集 豊島区政務課
 印刷 印刷所
 電話 池袋(86)1101-5
 印刷 印刷株式會社

豊島区議会

電気料金値上反対期成会結成なる一

値上反対運動

活潑に展開

去る六月六日の本会議にて電気料金値上反対の意見書を関係筋に提出することが議決になり、九日この意見書を公益事業委員会、経済安定本部長官、物價庁長官、通産大臣、都議会議長等に手交した。また本区議長より二十三区議長会に提案し二十三区議長会の名において要請書を関係筋に提出し当局の猛省を促した。更に本区議会は六月三十日全員協議会を開催しこれが反対運動を徹底的に実施するため全議員反対運動実行委員となり豊島区議会電気料金値上反対期成会をつくり、その小委員に正副議長を加え左の十二名を選定した。

- 森川重吉 古賀清
- 田村爲次郎 四海民藏
- 関敏子 笠原孫藏
- 山下虎雄 早川繁太郎
- 加藤太一 佐谷宇吉
- 杉浦茂 佐久間市藏

実施案を練るためこの小委員会は三

回に互り慎重協議し区民大会開催及び街頭署名運動を展開することに決した。
 五日午後五時雨天にもかかわらず、池袋駅東口廣場にて値上反対区民大会を挙行、早川区議司会加藤区議を先頭に各井土熱弁を振い区長、佐々木都議も登壇、古賀副議長大会宣言文朗読、森(幸)区議決議文朗読、決議文を関係筋に提出することに決し午後七時盛大裡に散会す。

明けて六日区内八カ所にて街頭署名運動を全区議参加、婦人団体の応援を得て展開した。六日に大会決議文を関係筋に提出し署名簿を公益事業委員会に手交、九日には更に街頭署名簿を手交して二十三万区民の絶対反対の意向を傳えた。

豊島区各出張所別街頭電気料金値上反対署名者数 (出張所管内別)

第一	七、八三〇人	第六	七、二六八人
第二	六、三三〇〃	第七	五、八〇〇〃
第三	六、七九六〃	第八	五、四三三〃
第四	五、四六六〃	第九	六、五三三〃
第五	三、〇六六〃	街頭	二、六〇〇〃
計	三二、〇二〇人		

宣言文

今般新発足の電力会社において企図している電気料金の大巾値上は我等二十三万区民の社会経済生活に重大なる影響を及ぼすのみならず全國民に悪影響を及ぼすものである。

依つて本大会の名に於て電気料金値上を絶対反対することを茲に宣言する

昭和二十六年七月五日

豊島区民大会

決議文

一、電気料金値上に絶対反対する

電力事業の再編成によつて我々は豊富低廉なる電力を期待していた然るに不可解なる理由のもとに非常に高率なる料金値上が断行されんとしている今や國民生活は漸く安定の曙光を見んとしている時この料金値上は再び國民生活を苦悩のどん底に陥れんとするものである
 本大会は電気料金値上に絶対反対するものである
 右決議す
 昭和二十六年七月五日
 豊島区民大会

自治振興委員

各出張所視察

区政に対する認識と理解を深め末端行政の実態を把握してその伸張発展を図るため、去る七月四日午前十時半より森川議長、古賀副議長、足立委員長を始め自治振興委員全員十二名は左記の通り本区全出張所を視察した。終つて第二出張所に於て種々意見を交換したが各委員共熱心にそれぞれの角度から活潑に意見の開陳があり、極めて有意義のうち午後四時終了した

出張所視察順路

- 第四―第五―第六―第七 (喪食小憩)―第八―第九 分室―第九―第三―第一 第二

出張所長

事務協議会

(定例)

六月前期の事務協議会を十三日午後一時より区役所二階會議室に開会、全所長、自治振興課長、商工課長、区民、配給係長出席、左の事項を協議午後五時閉会した。

一、主食の配給事務打合せについて

二、國民的行事に於ける國旗の掲揚について

三、其の他

(定例)

六月後期の事務協議会を二十七日午後一時より区役所内職員會館二階會議室に開会、自治振興課長以下関係係長出席、左記事項を協議し午後四時散会した。

- 一、当面の出張所事務について
- 二、その他

区議会の動き

自 六月七日
 至 七月十日

- 一 全員協議会 一回
- 二 競馬組合議員会 一回
- 三 議長會 一回
- 四 常任委員長會 一回
- 五 財政委員長會 一回
- 六 自治権拡充委員長會 一回
- 七 運営委員長會 一回
- 八 自治振興委員長會 一回
- 九 財務委員長會 一回
- 一〇 建設委員長會 一回
- 一一 総務委員長會 一回
- 一二 教育委員長會 一回
- 一三 厚生委員長會 一回
- 一四 商工委員長會 一回

夏期
区民

「レクリエーション」

◎ 緑蔭子供会実施

夏休みも近づき長い休暇中を有意義に送り、区内の青少年団体はじめ、学校の先生方や各種団体が良い指導者となつて学校教育から暫らく離れる子供たちに豊富な生活体験を興えると同時に自分から進んで勉強し、仲よく協力すると共に責任観念と自信をもつた明るい民主主義國家の一員として社会に寄與することの出来る人間を育成するため今年も標記子供会を左の内容によつて実施される。

一、発会式

七月廿一日午前九時 学習院講堂、計画発表と子供園体出演による藝能会。

二、指導者協議会

六月廿九、卅の両日学校側、子供園体と協議。(区役所)

三、子供協議会

七月十四日二時、区役所「夏休みをどうして過すか」のテーマで協議。

四、早起き子供会

開催希望により期間中、家庭、児童遊園等でラジオ体操等実施。

五、巡回子供会

優秀な指導者を組織して人形劇、ゲーム遊び、紙芝居、歌唱指導、童話等で期間中巡回。

六、巡回映画会

開催希望により夕涼み子供会を兼ね、CIEナトコ映画或はミナシキ映写機による巡回上映。

七、子供体育大会

中学生チームによる野球、排球、卓球を八月上旬開催。

八、子供の村開設

七月廿三日から八月廿七日埼玉縣入間郡野村高山不動尊附近の家に二泊三日で生活指導実施、收容人員は五十名に限られていて、十二回に分け行われ、四年生以上。

九、おとぎ(緑蔭)電車発車

都のお伽列車に因み行先を伏せ、武蔵野沿線に実施。定員は一、〇〇〇名で車内装飾とレクリエーションとハイキングを兼ねたもの。

一〇、その他

七月廿二日、雨夜次週。

一〇、その他、七月廿一日から八月卅一日までの期間中文化財貸出しとして紙芝居画材、幻灯画の新購入ものを取扱う。

指導者講習会

区民の健康増進を図ると共にレクリエーションとしてラジオ体操を家庭、職場に普及させ、良き指導者の育成と同時に國民保健の向上に資したいので区内会社、工場、各種団体、小、中、高校、PTAより二名以上の代表者を集め一級区民の参集にも俟つべく次の日程によりラジオ体操を実施する。

ラジオ体操

七月十六日 仰高小学校
同 十七日 時習小学校
同 十八日 日白小学校
同 十九日 池袋第五校
同 二十日 要町小学校
時間は何れも午後七時から八時半まで。講師は都教育庁指導部主事である。

◎ 水泳講習会

区民一般、殊に初心者を対象として夏期体育の一環たる水泳講習会を左の要項により実施する。

(期間) 七月十六日より同廿一日までの六日間毎日午後五時から六時まで二時間。

(会場) 立教高校プール(交渉中)。

(講師) 日本水泳連教師二名(交渉中)。

(参加料) 一人金二〇円。

期間は多少延びるかも知れない状態であるが、開催二日前迄に社会教育係まで多数参加方を希望したい。

区民キヤムプ場設置

区民レクリエーションとし夏の野外生活にキヤムピングの普及を図るため次の内容で区民キヤムプ場を設置するから多数区民の参加を希望。詳細は社会教育係まで。

一、場所 富士山麓河口湖畔

一、期間 七月廿八日(土)より八月六日(月)まで十日間。

一回一泊又は二泊三日程度を利用を希望する。

一、收容人員 一日四十名。

一、参加料 一人一泊に付三〇円(薪代を含む)

一、申込 七月廿六日。

懸案の区営卓球場が窓々綜合体育場の一角に実を結ぶこととなり七月四日午前十時半区長の御入りの儀を以て厳かに起工式を終つた。同施設は五十坪でテニスコートの東側に位置し、竣工の時は現在の管理事務所をここに移し、野球場は勿論、テニスコート、弓射場等一切を監視し得られる位置を占め、シャワー付きの設備として卓球界は勿論、綜合運動場の一施設として偉観を呈するは想像に難くないところで落成は八月半ばの予定となつて

卓球場起工式

本年七月六日延長約三千米の入口を終り、現在着手中であるが、豊島区長はこれに先きだち去る六月二十六日、七月四日の両日多忙の中を土木課長を帯同現場を巡視、詳細な施工説明を聴取した。

本年度初の土木工事

本年七月六日延長約三千米の入口を終り、現在着手中であるが、豊島区長はこれに先きだち去る六月二十六日、七月四日の両日多忙の中を土木課長を帯同現場を巡視、詳細な施工説明を聴取した。

◎ 社会学級 開講さる

学校施設の解放を図り一般成人の智識、教養を昂めるため、昭和廿六年度社会学級を去る六月二十二日から、毎週月・水・金に西巢鴨中学で一学級を開いている。地元PTAの協力で講師も内海突破、近藤鶴代両氏などの異彩を加えスクエアダンス、映画スタデオ見学などもとり入れ、聴講生も予想外に多く六十三名を数える活況を呈している。尚終講は七月十三日である。

区立小学校 落成式 挙行さる

昭和二十五年学校建設工事として予てより工事中でありました区立西巢鴨小学校外二校もこの程竣工致しましたので左記に依り落成式を挙行致しました。

一、区立西巢鴨小学校増築工事落成式
日時 昭和二十六年六月十日
場所 同 校

二、区立池袋第三小学校増築工事落成式
日時 昭和二十六年六月十日
場所 同 校

三、区立長崎小学校増築及び改修工事落成式
日時 昭和二十六年六月十日
場所 同 校

区立学校図書館起工式
依り挙行致しました。

一、仰高小学校学校図書館新築工事起工式
日時 昭和二十六年六月十日
場所 同 校

二、時習小学校学校図書館新築工事起工式
日時 昭和二十六年六月十日
場所 同 校

三、道和中学校学校図書館新築工事起工式
日時 昭和二十六年六月十日
場所 同 校

四、高田中学校学校図書館新築工事起工式
日時 昭和二十六年六月十日
場所 同 校

豊島区 成人 職業 学校開校さる

期間 六月十八日より七月二十一日まで

本区では予て計画中であつた職業を得ようとする人、技能を磨いて職場の地位を確保しようとする人、職業人としての教養を高めようとする人々に対し職業技能及び教養を授けるを目的とする成人職業学校を今回各方面の協力を得て去る六月十八日より開校し現在授業中である。

生徒は一科目五〇人として編成して居り、サンマータムを最大限に活用し、男女の別をこえ年齢の差を忘れ、のびのびと楽しく勉強が出来るので参加者の好評を博している。

本校はAコース、Bコースの二つに分け、その教場及び科目、講師は次の通りである。

科 目	講義日	講 師
珠算 (中級)	月・水・金	雑司ヶ谷中学校講師 (珠算一級) 東原文治
簿記の手引	〃	雑司ヶ谷中学校講師 頼 宮 保
洋裁の知識	〃	菅谷洋裁女学院長 菅 谷 文 子
ラジオ基礎知識と修理法	火・木・土	東京電氣研究所 係長 小 杉 彰
商業英語	〃	雑司ヶ谷中学校 森 郎
◎ Bコース 真和中学校教場(椎名町二丁目一九〇五)		
科 目	講義日	講 師
家庭電氣器具の修理法	月・水・金	東京都電氣研究所 係長 木村 勝 路
職場で役に立つ簡易製図	〃	真和中学校教場 屋 野 宣
珠算 (初級)	火・木・土	真和中学校教場 (珠算一級) 富山 悦 郎
陸写印刷の技術	〃	東京陸写印刷技術研究会 理事 守山 義 綱
商品知識と接客法	〃	西武百貨店 紀 正 憲

納税貯蓄組合法制定さる

納税貯蓄組合をつくり、税の完納に備えましょう

去る四月十日公布施行された納税貯蓄組合とは次の様なものであります

一、目的
納税資金の貯蓄を目的として組織された組合を助成保護する爲に必要の規制を設けて租税の容易な納付に役立たしむる事を目的としたものである。

二、納税貯蓄組合の性格
四月十日公布された納税貯蓄組合法に定められた組合を云うのであつて個人又は法人が一定の地域または勤務先を単位として作り、組合員の納税用資金のあつ旋、その他これに必要な事務を行う事を業務目的として、組合の代表者またはこれに準ずる者が、事務所所在地を管轄する税務署長、都道府県知事又は市区町村長に組合運営に必要な規約をつくらせて届出たものである。此の場合組合を構成する人数は二人以上であれば何人でもよい。

三、組合結成の手続
規約で決める事項には特別の定めがないから任意なものだが、税務署長、都道府県知事、市区町村長宛に一部づつ作製するのいづれかの一に一括して提出すればよい。

四、組合の業務

組合の業務は、

- (1) 貯蓄すべき金銭の取纏め
- (2) 預入先金融機関の選定
- (3) 金融機関への納税資金の預入
- (4) その予金証書または通帳の保管
- (5) 納税告知書または納付書等納税に関する書類の交付を受けて預入先の金融機関への納付委託

右のように大別できる。

五、組合への加入脱退
組合は組合への加入脱退に制限や強制をする事はできない。

六、貯蓄の方法
組合は組合員が組合を通じて貯金をしようとする場合には各人の名義の通帳でなければならぬ。

七、税の納付の委託
組合員は組合にして居る貯金を以つて税金を納付しようとする時には納税告知書其の他必要書類を提出して其の納付を委託する事ができる。此の場合納付委託をせず自分で納付も出来るのであるがそうすると免税の特典は與えられ

ない。

八、この組合の特典

(1) 組合の予金利子には所得税がかからない。但し納税以外の目的で引出した場合、預入先の金融機関に納付委託しない時にはその分には課税される。

(2) 組合で取扱う業務に関する書類、例えば委任状、領收書などには印紙の貼付が要らない。

(3) 此の組合預金は納税以外にも必要な時には引出ができる。

(4) 國又は地方公共団体から組合事務に必要な経費の補助金として補助金の交付が受けられる。この補助金を受けようとする時には四月から九月までの分を十月末日まで、十月から翌年三月までの分を四月末日まで、その期間内に使用した経費の内訳とその組合の納税額を記入した「補助金交付申請書」を組合の規約の写しを提出した税務署長、都道府県知事又は市区町村長に提出すればよい。

(5) 利率が普通預金よりもよく日歩七厘(市街地信用組

合農協組合などは八厘)である。

九、この組合への罰則

(1) 組合への加入や脱退を強制している組合員の事業活動について報告を重要監督を加えたとき。

(2) 貯蓄する場合各人の名義でしなかつたとき。

(3) 未届で納税貯蓄組合又はこれに類似する名称を用いたとき。

(4) 不正の方法により補助金の交付を受けようとしたとき。

以上のような場合には五万円以下の科料に処せられる。納税貯蓄組合の大意は以上述べたようなものであります。要するにこの法律はあくまでも皆様の自主的な納税意欲によつて結成される組合に助成措置を講じたものでありましてその運営の基調をなすものは皆様の盛り上げる納税意欲にまつところのものでありますから、この法令の施行を大いに意義あらしめると共にこの組合の結成により税の完納に備えるよう切望いたしてやまぬ次第であります。

区民税についてお知らせ

○区民税(第一期分)はお済みになりましたか。昭和二十六年度第一期分の納期はすぎました。未納の方は大急ぎで納入するようお願い致します。○区民税の異議の申立期間は七月二十日限りです。以後はお受けいたしません。

區條例の解説

(9)

皆さん！ 区が制定する「区條例」を御存知ですか？
本欄はその主たる條例の解説について毎号掲載して居ります。

○ 東京都豊島区議会の議会を經べき財産・營造物及び契約に関する條例

昭和二五・八・二二
豊島区條例 第六号

さて前回においては、先づ区有財産條例を取り上げ、且つ区有財産の取得、管理及び処分に関する一般の規定について註釈いたしました。その中に区有財産の管理上、特に重要な財産又は營造物に関する特例事項については、その独占的利益を興えるような処分又は長期間にわたる独占的使用等を制限する必要がある、又一般財産の取得に際し通常契約を伴うと同様、重要財産の取得については特に慎重に取り扱われるべきでありますので、これらに関する契約事項並びに取扱機關の措置等について本文九條及び附則により成文化されていきます。

全般的福祉を図るために取得し、維持し管理せらるべきものでありますから、これらを一部の住民の独占的な利用に供し、又独占的な利益となるような処分を許すべきものではないのであります。もつとも、これらの性質又は状態によつては、その効果的運用を図る上に、例外として処分され取扱われる必要もない事はないのであります。その財産又は營造物の総合的価値が高いとし、住民の福祉に直接影響が大きいとされ唯單に取扱機關の決定に任ずるのみでは不十分として、すべての財産又は營造物について、住民の一般投票又は議会の特別議決を要するとすることは、かえつてこれら特殊財産の効率的運用を阻害すること等も考へられるので、①「條例で定める特に重要な財産又は營造物について独占的利益を興える期間にわたる独占的な使用の許可を興える場合に限り、一般投票を。」②「條例で定めるその他の財産又は營造物に

ついて出席議員の三分の二以上の者の同意を必要とする。」等この二点について、それぞれ規定されております。

前①②によつて規定せられる財産又は營造物の範圍は地方公共団体ごとに相違があり、概ね一般投票の対象として考へられるものは、ガス・電氣・軌道・自動車及び水道の如き公益企業・その他であり、これらは区に現存せず都府のものなので、一般投票の対象となるものは直接條例に規定されてはおりません。

ここにおいて、議会の議決を要するものとして……公園・住宅・公会堂・学校・墓地・病院・産院・診療所・運動場・図書館・宿泊所・食堂・浴場・質屋・授産場・託児所・小賣市場・一筆一千坪以上の土地・その他。を規定し、次に特別議決を要するもの（出席議員三分の二以上の者の同意を伴うもの。）として……公園・公会堂・図書館・学校・運動場・授産所……が規定されてあります。

青い羽根(日本水難救済会)

街頭募金についてお願い

日本水難救済会は海難に遭つた人命を救護すると共に船舶財貨をも救助して海上産業の発展と海上交通の安全確保に寄與し、我が國再建に大きな役割を果している公益団体であります。が、これ等事業を達成する爲の費用に充てる、昨年同様「青い羽根」街頭募金を行うことになりました。

昭和二十五年に於ける青い羽根募金総額は「参百八拾五万七千六百六拾六円」でありましたが、本年度におきましても全國で「壹千五百万円」を目標と致して居りますが本区の目標額は「三拾万円」と定められました。

昭和二十六年 赤十字地區募金報告

五月一日より全國一斉に行われた日本赤十字募金は、各地区協賛委員の方々の絶大な御協力により所期の目的を達成致しまして衷心より感謝にたえません。

出張所名	実績額
第一出張所	一五、二〇〇円
第二	一六、三〇〇円
第三	二六、三〇〇円
第四	七六、六五〇円
第五	一五、一〇〇円
第六	九三、八〇〇円
第七	八五、七〇〇円
第八	九二、五〇〇円
第九	七六、一〇〇円
その他	三〇、三〇〇円
計	九五、四〇〇円

昭和二十六年度赤十字募金各出出張所内別実績表
四、金銭を受領したときは必ず募金責任者の領收書を発行すること。
五、募金額の算出基礎は各支出科目毎に明記すること。
六、募金終了後の收支並びに処分報告は募金の応募者全員に公表すること。
尚此の金銭物品等の寄附行為の解釈は廣範圍になつて居るし、更に條例には罰則も規定されているから取扱方について注意を願ひ度い。

祭禮募金に對する寄附願について

祭禮の季節になり、これに伴う寄附の募集については従來多くの弊害を生じて居るよう見受けられるので金銭物品等の寄附募集に関する條例の趣旨により左記の事項について御留意願ひたい。

詳細は総務課総務係へ